****

資料３

**教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等**

１　基本方針

　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み、インクルーシブ教育システムの整備を進めます。

　また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います。

　さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ・レクリエーション、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共に暮らせる社会の実現を目指します。

　スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。これらの活動は、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。活動の機会を十分に確保することにより、社会参加の促進を図ります。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動に日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、活動を推進する必要があります。

　これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の３都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進していきます。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）インクルーシブ教育システムの推進

（２）教育環境の整備

（３）文化芸術活動、スポーツ等の振興

（４）障害のある人などの国際交流の推進

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）インクルーシブ教育システムの推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．就学相談の充実 | 特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。また、より多くの保護者に就学相談についてを周知できるように就学に関する説明会を実施しています。 | 幼稚園・保育園等に就学相談会、就学指導委員会を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。  [担当課]  総合教育センター |
| ２．教育相談の充実 | 市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーターを指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。 | 学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
| ３．進路に関する相談支援の充実 | 公共職業安定所との連携のもと他課と連携をしながら、進路の取り組みを支援しています。 | 産業現場等における実習についての情報共有などを行い、進路指導の充実などを図ります。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実 | ①在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。 | ①個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
|  | ②特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。 | ②障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をします。  [担当課]  総合教育センター |
| ５．通級指導教室における指導の充実 | ①通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小中学校における通級による指導を推進しています。発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。 | ①通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行います。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。 | ②障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子もともに学べるよう通級指導教室を設置します。  [担当課]  総合教育センター |
| ６．通常の学級における指導の充実 | 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。 | 専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
| ７．訪問指導の充実 | けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。 | 訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じます。  [担当課]  指導課 |
| ８．医療的ケアを必要とする児童等が教育を受ける機会確保のための体制整備 | 医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会を確保するために教育委員会が指定する小中学校、特別支援学校に看護師を配置しています。 | 医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会や他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保するため、支援体制の整備に努めます。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ９．学生ボランティアの活用 | 学校支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行っています。 | 近隣大学と連携して小中学校へ学生ボランティアを派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図ります。  [担当課]  総合教育センター |
| １０．校外活動の充実 | 学校での校外活動を通して、さまざまな体験を学べることから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。 | 障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。  [担当課]  総合教育センター |
| １１．産業現場等での実習の充実 | より良い進路先を選択できるように、特別支援学級の中学３年生及び特別支援学校の中学３年生・高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。 | 校内での作業学習の充実と他課と連携して産業現場等における実習を充実させます。  [担当課]  総合教育センター |
| １２．切れ目のない指導・支援の充実（再掲） | 障害のある子供の成長記録や配慮が必要な事項等を記載したライフサポートファイルを各支援機関で共有することで、適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。 | ライフサポートファイルを配布することで、障害のある子供に対する適切かつ一貫性のある支援体制の充実を図ります。  [担当課]  療育支援課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）教育環境の整備** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．特別支援学校のセンター的機能 | 特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。 | 特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化します。  [担当課]  総合教育センター |
| ２．発達障害理解のための職員の研修の充実 | 発達障害の理解促進のため、保育園、幼稚園、関係機関職員を対象とした「発達支援のための講演会」などを行っています。 | 幼稚園、保育園等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や講演会などを行います。  [担当課]  療育支援課 |
| ３．巡回相談の充実 | こども発達相談センターの専門職職員等が幼稚園や保育園等にて巡回相談を行うことにより地域での子供の発達に対する指導力向上を図っています。 | 専門職職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育園等での生活がよりスムーズにいくよう、さらなる指導力の向上を図ります。  [担当課]  療育支援課、総合教育センター |
| ４．教職員への研修の充実 | 特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等をとおし、教職員の研修を行っています。 | 在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、さらなる教職員の研修を行います。  [担当課]  総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ５．特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実 | 就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。 | 年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行います。  [担当課]  総合教育センター |
| ６．学校施設・設備の充実 | ①教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。 | ①特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討します。  [担当課]  施設課、総合教育センター |
|  | ②通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。 | ②就学１年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っていますが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討します。  [担当課]  施設課、総合教育センター |
|  | ③大規模改造事業及び校舎改修事業にあたって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。 | ③増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。  [担当課]  施設課、総合教育センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ７．公民館などの施設の充実 | 2階以上の全公民館にエレベーターを設置するなど、障害のある人に配慮した整備を行っています。 | 今後も公民館等の建替え時等にバリアフリー化を進めていくなど、障害のある人に配慮した整備を行っていきます。  [担当課]  社会教育課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）文化芸術活動、スポーツ等の振興** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．スポーツ、文化施設の整備の推進 | スポーツ、文化施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。 | 障害のある人に配慮したスポーツ、文化施設の整備を推進します。  [担当課]  文化課、生涯スポーツ課 |
| ２．スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実 | ①障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業を実施しています。 | ①スポーツ・レクリエーション及び文化事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大するなど、障害のある人の社会との交流をさらに促進します。  [担当課]  障害福祉課、文化課、生涯スポーツ課、公民館 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②市民全般を対象としたスポーツ・レクリエーション、文化事業の開催にあたり、車椅子利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。 | ②参加者の状況に応じたさらなる配慮を行い、スポーツ・レクリエーション、文化事業を開催します。  [担当課]  文化課、生涯スポーツ課、公民館 |
| ３．千葉県障害者スポーツ大会への参加促進 | 広報ふなばし等を利用し、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。 | より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や障害福祉団体及び前年度参加者に対して案内を送付するとともに、市のホームページ等により、さらなる周知を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．作品発表の場の提供 | 障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。 | 市のホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展のさらなる周知を図り、より多くの方に鑑賞していただけるよう努めます。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ５．障がい者スポーツ指導員の養成 | 船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図っています。 | 船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図ります。  [担当課]  生涯スポーツ課 |
| ６．精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実 | 船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環として、レクリエーション、創作的活動などを推進しています。 | 船橋市地域活動支援センター事業として、レクリエーション、創作的活動を通して日中活動の場を提供していきます。  [担当課]  地域保健課 |
| ７．地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透 | 地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員や、ふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などをとおして障害のある人への理解の浸透を図っています。 | 地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。  [担当課]  社会教育課、生涯スポーツ課 |
| ８．スポーツ・文化活動を行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援 | スポーツ・文化活動を行う団体などからの求めに応じて、障害のある人のスポーツ・文化活動への参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。 | 必要に応じて、スポーツ・文化活動を行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ９．一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援 | 一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。 | 必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。  [担当課]  障害福祉課、文化課 |
| １０．学校におけるスポーツ・文化活動の充実 | 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒もともに、スポーツや文化活動に取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っています。 | 障害の有無にかかわらず、スポーツや運動に親しみ、安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切にし、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。  [担当課]  指導課、保健体育課 |
| １１．スポーツ・文化活動への参加の促進 | 障害のある人が公共施設を利用する際に、使用料を減免することで、スポーツ・文化活動への参加促進を図っています。 | 障害福祉のしおり等により、公共施設使用料の減免について周知することによりスポーツ・文化活動への参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課、生涯スポーツ課 |
| １２．船橋市パラスポーツ協議会によるスポーツ・レクリエーション活動への参加促進 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取り組み方策を軸に推進しています。 | 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策に取り組んでいきます。  [担当課]  生涯スポーツ課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １３．生涯学習への参加の促進 | ①障害福祉団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。 | ①障害福祉団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。  [担当課]  障害福祉課、社会教育課、公民館 |
|  | ②生涯学習情報冊子「楽しく学ぼうふなばし」を作成し、船橋市及びふなばし市民大学校や船橋市公園協会等で行っている、障害のある人のための生涯学習情報も含めた生涯学習情報を提供しています。 | ②障害のある人のための情報も含めた生涯学習情報を提供します。  [担当課]  社会教育課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（４）障害のある人などの国際交流の推進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．国際交流事業への障害のある人の参加の推進 | 姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体にて国際交流を行っています。 | 障害の有無にかかわらない国際交流を実施します。  [担当課]  国際交流課 |

****

**雇用・就業、経済的自立の支援**

１　基本方針

　障害のある人が地域において、その適性に応じて質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ることが必要です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについての啓発を行い、理解の促進を図ることも重要となります。

　また、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労ができるように支援を推進することが重要であることに加え、一般就労が困難である人には、就労継続支援Ｂ型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する必要があります。

　さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合せのもと、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援する必要があります。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）障害のある人の雇用促進

（２）総合的な就労支援

（３）福祉的就労の充実

（４）経済的自立の支援

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）障害のある人の雇用促進** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．就労希望者への情報提供 | ①障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。 | ①きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、就職希望者への情報提供を行っています。 | ②開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
| ２．企業への啓発 | ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについて、企業への啓発を行っています。 | ①情報収集を行うとともに、企業を対象とした研修会等を開催し、啓発に努めます。  [担当課]  障害福祉課、商工振興課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ②職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。 | ②職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
| ３．各種制度の周知 | 職場実習先開拓員が企業訪問する際、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を行っています。 | 職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を図ります。  [担当課]  商工振興課 |
| ４．合同面接会の開催 | 公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施しています。 | 公共職業安定所とともに、障害者雇用促進合同面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
| ５．市職員としての雇用 | 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。 | 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。  [担当課]  職員課、教育総務課、医療センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．企業の障害者雇用の促進 | ①障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。 | ①奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めます。  [担当課]  商工振興課 |
|  | ②障害のある人の雇用、職場実習の受け入れに積極的に取り組んだ事業所を表彰しています。 | ②他の事業所の模範となる事業所を表彰することにより、障害のある人の雇用を推進します。[担当課]  商工振興課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）総合的な就労支援** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．船橋市自立支援協議会専門部会の開催 | 船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を毎年開催しています。 | 障害者就労の関係機関が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施、障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ２．船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実 | 就労等の支援について、船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会を開催しています。 | 船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会にて、就労等の推進に向けて検討します。  [担当課]  総合教育センター |
| ３．関係機関との連携強化 | 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。 | 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、就労に関する課題を共有するとともに、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施や障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所連絡会、船橋障がい者地域福祉連絡会、商工会議所とのさらなる連携の強化を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．障害者就業・生活支援センターの充実 | 障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。 | 障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ５．就労定着に向けた支援 | 一般就労後の定着支援を実施する障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な定着支援を受けられる環境整備に努めています。  また、企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。 | 障害者就業・生活支援センターへの補助及び障害者就労支援ジョブサポーター養成研修については、継続して実施します。  また、ジョブコーチなどの就労定着に係る支援制度や支援機関等の情報を収集し、企業及び障害福祉に関する機関等へ提供します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ６．地域生活支援の場の提供 | 地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、充実した日常生活や社会生活を営むための創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、生活指導などにより自立を図っています。 | 地域生活支援の場を提供する事業所の運営の安定化を図ります。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課 |
| ７．受注及び販路の拡大 | 千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大等について取り組むことにより、障害のある人の工賃向上を図っています。 | 千葉県障害者就労事業振興センターへの事業委託を行い、受注・販路拡大への取り組みや事業所を対象とした研修等を通じ、障害のある人の工賃向上を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ８．職親委託制度の利用 | 職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。 | 知的障害者に対する職親委託制度を継続します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）福祉的就労の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達 | 毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。 | 障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額を定め、市のホームページで実績を公表し、目標金額の達成と障害者就労施設等の受注機会の確保に努めます。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．障害者就労施設等の販売機会の確保 | 障害のある人が生産した商品を販売する機会を確保することにより、工賃の向上を図っています。また、障害のある人や障害に対する理解の促進を図っています。 | 販売機会を確保するとともに、障害者就労施設等に対し、イベント等の情報提供を行います。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（４）経済的自立の支援** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知 | 市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。 | 市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。  [担当課]  国保年金課、障害福祉課 |
| ２．手当の支給 | 各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。 | 障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ３．心身障害者新規就労支度金の支給 | 心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています。 | 市のホームページや障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ４．障害者施設等通所交通費の助成（再掲） | 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。 | 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。  [担当課]  障害福祉課 |

****

**差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**

１　基本方針

　障害の有無にかかわらず、自分らしく、地域で共に暮らせる社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

　障害者基本法第４条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取り組みを行います。

　まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

　また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進する必要があります。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

（２）行政等における配慮の充実

２　現状と施策の方向性について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み | 平成２９年５月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。 | 船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ２．権利擁護体制の検討 | 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。 | 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進 | 船橋市自立支援協議会、船橋市障害者虐待防止対応連絡会議、個別ケース会議の３階層の虐待防止ネットワークを構築することにより、障害のある人に対する虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。 | 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議において、障害のある人に対する虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。  [担当課]  障害福祉課 |
| ４．高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進 | 障害のある人に対する虐待防止のため、高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。 | 高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害のある人に対する虐待防止を推進します。  [担当課]  包括支援課、地域保健課、障害福祉課、家庭福祉課、療育支援課 |
| ５．船橋市障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進 | 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害のある人に対する虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。 | 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害のある人に対する虐待防止の取組を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ６．成年後見制度の利用の推進 | ①船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行っています。 | ①地域における課題整理、体制整備を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  包括支援課 |
|  | ②必要となる費用を負担することが困難である人に対し、成年後見人等の報酬等の全部または一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。 | ②障害のある人やその介護者の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人等の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課 |
|  | ③船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。（再掲） | ③船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
|  | ④成年後見、保佐及び補助の業務を行うことができる人材を育成するために講座を開催し、市民後見人の養成を行っています。 | ④市民後見人の養成を行うことにより、成年後見制度の利用を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |
| ７．ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用の推進 | 船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」において、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。 | ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。  [担当課]  地域福祉課 |
| ８．心のバリアフリーの推進 | 各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などをとおして、心のバリアフリーについて、啓発を行っています。また、市民のための講演会を開催し、障害と障害のある人に関する理解促進を図っています。 | 心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。  [担当課]  地域保健課、障害福祉課、療育支援課、指導課、社会教育課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）行政等における配慮の充実** | | |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| １．障害及び障害のある人への市職員の理解促進 | ①平成２８年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を策定し、市職員が障害のある人への差別の解消に向けて取り組んでいます。  また、市職員に障害者差別解消法についての研修を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図っています。 | ①障害及び障害のある人への理解を図り、合理的配慮を適切に行うため、全庁的な取り組みを行います。  [担当課]  障害福祉課 |
|  | ②新規採用職員研修時のカリキュラムに人権及び障害のある方からの講話を設けるとともに、車椅子や視覚障害者体験の実施等を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解促進を図っています。 | ②新規採用職員研修の課目の中で、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。  [担当課]  職員課 |
| ２．窓口等における合理的配慮の推進 | 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行っています。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供に努めています。 | 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行います。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供を推進します。  [担当課]  障害福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 現状 | 施策の方向性 |
| ３．選挙における障害のある人への配慮の推進 | 投票所のバリアフリーやコミュニケーションボードの配置など投票環境の改善と障害のある人への配慮に努めています。 | 投票環境のさらなる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。  [担当課]  選挙管理委員会事務局 |
| ４．市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進 | 本会議場傍聴席に車椅子専用席を設置しています。また、補聴器誘導システムの設置や手話通訳者の派遣を行っています。 | 市議会の傍聴における障害のある人への配慮を推進します。  [担当課]  庶務課 |